

定款記載事項に係る主な検討項目

項 目	内 容
理事長と学長の設置形態	○一体型（理事長＝学長） ・ 分離型（理事長≠学長）
役員 理事長 副理事長 理事 監事	○定数 ○任期 ○職務及び権限 ○学外者登用の有無 ○常勤・非常勤
学長（理事長）選考機関	○名称 ○定数・構成 ○学外者登用の有無
役員会	○設置の有無 ○名称 ○構成 ○審議事項
審議機関 経営審議機関 教育研究審議機関	○名称 ○定数・構成 ○学外者登用の有無 ○任期 ○審議事項
業務の範囲	○法人が行う業務

理事長・学長の設置形態について

1 制度の概要

- ① 法人の理事長は、大学の学長となるものとする。（一体型）
ただし、定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することができる。（分離型） 【地独法第71条第1項】
- ② 法人の理事長の任命は、法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。 【地独法第71条第2項】
- ③ 理事長と別に任命された学長は、法人の副理事長となる。 【地独法第71条第7項】

2 山梨県立大学の公立大学法人化に向けての基本的な考え方

法人の理事長と大学の学長の設置形態については、法の原則に基づき、理事長（学長）のリーダーシップの下に大学運営を推進するため、理事長が学長となることを基本に検討する。

3 先行公立大学法人の状況

設置形態	法人数	内 訳	
一体型	23	1法人1大学	23
分離型	12	1法人1大学	10
		1法人複数大学	2

短期大学、大学院大学は除く

※国立大学法人は、国立大学法人法の規定により一律一体型

4 ワーキンググループにおける検討結果

- 理事長＝学長（一体型）が適当
- ・理事長（学長）のリーダーシップの下、大学運営に関する責任と権限が明確で、機動性の高い体制の構築が可能
 - ・先行法人の事例から、比較的小規模な大学では、ほとんどが一体型としており、また、報酬等のコストも少ない

5 定款への記載（案）

- （理事長の任命）
- 第〇条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。
- 理事長は、大学の学長となる。

役員について

1 制度の概要

- ① 法人に、役員として、理事長1人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。

【地独法第71条第1項】

- ② 役員の定数、任期等については、法人の定款で定める。

【地独法第8条第1項】

2 副理事長

(1) 先行公立大学法人の状況

理事長=学長（一体型） 23法人の状況

区分	法人数	備考
副理事長設置	18	すべて1人
副理事長非設置	5	

※理事長≠学長（分離型）の場合、法の規定により学長が副理事長となるため、必ず副学長が設置される。

(2) ワーキンググループにおける検討結果

- 理事長と学長の設置形態を一体型とした場合、法人運営（経営）面から理事長を補佐する副理事長を設置することが必要
- 副理事長は、法人の事務局長（仮称）が兼職することを想定

(3) 定款への記載（案）

（定数）

第〇条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、……を置く。

（職務及び権限）

第〇条

○ 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

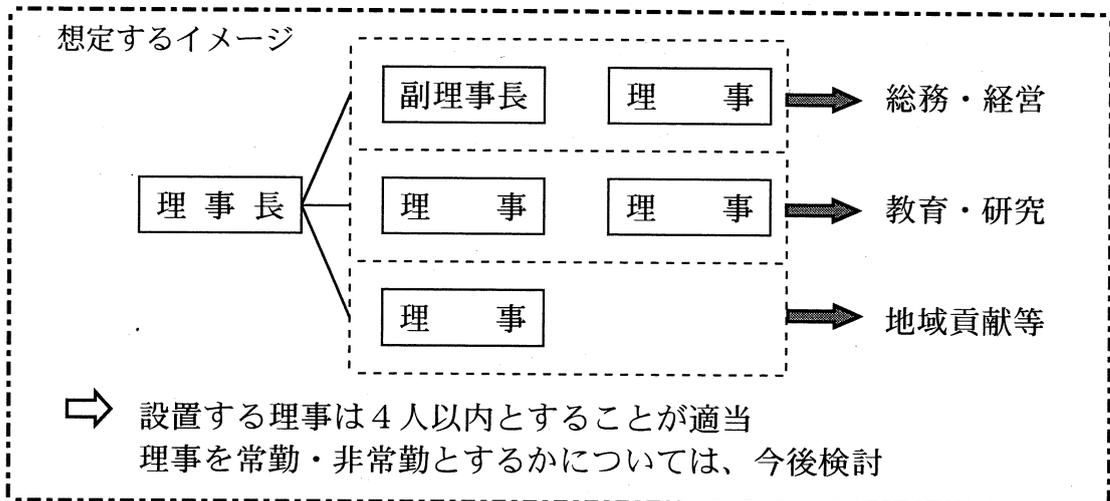
3 理事

(1) 先行公立大学法人の状況

理事数	法人数	学生数別内訳				
		～999	1,000 ～1,999	2,000 ～2,999	3,000 ～3,999	4,000～
10人以内	1				1	
8人以内	1		1			
6人以内	3	2			1	
5人以内	10	3	2	2		3
4人以内	11	5	4	2		
3人以内	8	1	3	2		2
2人以内	1				1	

※学生数は、平成19年4月1日の学部の実員

(2) ワーキンググループにおける検討結果



(3) 定款への記載 (案)

<p>(定数) 第〇条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内・・・を置く。</p> <p>(職務及び権限) 第〇条 ○ 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。 ○ 理事は、理事長があらかじめ定めた順次により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p>
--

4 監事

(1) 先行公立大学法人の状況

監事の定数	法人数	備考
2人	20	非常勤(学外)
2人以内	14	非常勤(学外)
1人	1	非常勤(学外)

※国立大学法人では、国立大学法人法の規定により、監事2人、任期は2年とされている。

※監事2人の場合、公認会計士(税理士)及び弁護士の組み合わせが多い。

(2) ワーキンググループにおける検討結果

○先行法人の状況及び大学の規模から、非常勤による監事2人以内とすることが適当

(3) 定款への記載(案)

(定数)

第〇条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第〇条

○ 監事は、法人の業務を監査する。

○ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山梨県知事に意見書を提出することができる。

5 学外者の登用

(1) 制度の概要

役員に学外者を登用することについて、法には特に規定されていない。

(2) 先行公立大学法人の状況

定款に役員への学外者登用を規定しているのは、35法人のうち29法人となっている。

※国立大学法人では、国立大学法人法の規定により、学外者が含まれるようにしなければならないとされている。

(3) ワーキンググループにおける検討結果

○民間的経営手法や外部の視点を取り入れられるよう理事に学外者を登用することが適当

(4) 定款への記載 (案)

(理事長以外の役員の任命)

第〇条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

○ 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

学長（理事長）選考機関について

1 制度の概要

- ① 学長は、法定必置機関である学長選考機関が選考する。
【地独法第71条第3項】
- ② 学長選考機関は、経営審議機関及び教育研究審議機関からそれぞれ選出された者により構成する。
【地独法第71条第4項】
- ③ 学長選考機関における学長の選考方法については、法の規定はない。
- ④ 理事長＝学長（一体型）の場合、学長選考機関は、実態として理事長選考機関となる。

2 山梨県立大学の公立大学法人化に向けての基本的な考え方

学長を選考するために、経営審議機関及び教育研究審議機関から選出された者で構成する学長選考機関については、その構成する人数や選考方法等を検討する。

3 先行公立大学法人の状況

(1) 構成員数

区分	経営審議機関	教育研究審議機関
5人	2法人	2法人
4人	4法人	4法人
3人	29法人	28法人
2人	—	1法人

(2) 学外者の登用

学外者必置規定	法人数
あり	19
なし	16

4 ワーキンググループにおける検討結果

- 先行法人の事例から、経営審議会及び教育研究審議会から選出される各3人（理事長を除く）により構成する「理事長選考会議」とすることが適当
- 公平性の観点から、学外者が含まれるようにすることが適当

5 定款への記載（案）

（理事長の任命）

第〇条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

○ 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置する機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

○ 理事長選考会議は、委員6人で組織し、理事長選考会議の委員は、次の各号に掲げる者各3人により構成する。

（1）（理事長を除く経営審議会の委員の中から）経営審議会において選出された者

（2）（学長となる理事長を除く教育研究審議会の委員の中から）教育研究審議会において選出された者

○ 委員には、法人の役員及び職員以外の者が含まれるようにしなければならない。

役員会について

1 制度の概要

国立大学法人の場合は、国立大学法人法の規定により、理事長（学長）と理事で構成する役員会が必置とされているが、公立大学法人の場合は、役員会について法の規定はなく、設置団体の判断に委ねられている。

2 山梨県立大学の公立大学法人化に向けての基本的な考え方

大学運営の重要事項についての合議制による適正な意思決定を行うため、役員会を設置することを基本に検討する。

3 先行公立大学法人の状況

①役員会設置の状況

区 分	法人数	備 考
役員会設置	29	構成員は、理事長、副理事長、理事 (名称) 「役員会」 19法人 「理事会」 9法人 「大学経営会議」 1法人
役員会非設置	6	

※国立大学法人では、国立大学法人法の規定により、必置とされている。

②議決事項

議決事項	法人数
①中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項	29
②法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項	29
③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項	29
④大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項	29
⑤職員の人事及び評価の方針に関する事項	11
⑥職員の人事及び評価に関する事項	5
⑦重要な規程の制定又は改廃に関する事項	8
⑧教育研究に係る基本的な方針に関する事項	1
⑨教育課程の編成に関する方針に係る事項	5
⑩自ら行う点検及び評価に関する事項	6
⑪その他重要事項	29

4 ワーキンググループにおける検討結果

- 理事長、副理事長及び理事で構成する役員会を設置することが適当
 - ・理事長による独断的な法人運営への懸念を回避し、合議制による適正な意思決定を行う
 - ・理事長に集中する業務を分散させ、理事長の負担を軽減する

5 定款への記載（案）

（設置及び構成）

第〇条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（議決事項）

第〇条 役員会の議決事項は、次のとおりとする。

- （１） 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項
- （２） 地方独立行政法人法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- （３） 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- （４） 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- （５） 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- （６） 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- （７） その他役員会が定める重要事項

審議機関について

1 制度の概要

- ① 経営審議機関は、法人の経営に関する重要事項を審議する法定必置機関であり、理事長、副理事長その他の者により構成される。

【地独法第77条第1・2項】

- ② 教育研究審議機関は、大学の教育研究に関する重要事項を審議する法定必置機関であり、学長、学部長その他の者により構成される。

【地独法第77条第3・4項】

2 山梨県立大学の公立大学法人化に向けての基本的な考え方

法人の重要事項を審議する経営審議機関と大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議機関を設置する。両機関とも、理事長（学長）に答申・具申することを基本に、民間的発想や外部の視点を取り入れられるよう学外者の登用を検討する。

3 経営審議機関

(1) 先行公立大学法人の状況

①名称

名称	法人数	名称	法人数
経営審議会	22	経営審議機関	2
経営協議会	7	経営委員会	1
経営会議	3		

②定数

区分	法人数	区分	法人数
15人以内	2	10人以内	14
14人以内	1	8人以内	3
13人以内	1	7人以内	1
12人以内	3	規定なし	10

③構成

区 分	法人数	備 考	
理事長	3 5	法で例示されている構成員	
副理事長	3 0	法で例示されている構成員	
理事長が指名する 理事、職員等	2 0	理事及び職員	8 法人
		理事又は職員	8 法人
		理事	3 法人
		職員	1 法人
理事	1 1		
理事（事務局長）	1		
理事（学外者）	1		
学外者	3 3		
理事長が指名する者	2		
副学長	1		

④審議事項

審議事項	法人数
①中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するもの）	3 4
②法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関するもの）	1 8
③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項	3 4
④研究費の配分の方針に関する事項	1
⑤大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項（法人の経営に係るもの）	1 6
⑥職員（教員を除く）の人事及び評価の方針に関する事項	9
⑦職員（教員を除く）の人事及び評価に関する事項	1 0
⑧重要な規程の制定又は改廃に関する事項（経営に係るもの）	3 5
⑨教育課程の編成に関する方針に係る事項	4
⑩組織及び運営の状況について、自ら行う点検及び評価に関する事項	3 5
⑪その他法人の経営に関する重要事項	3 5

(2) ワーキンググループにおける検討結果

- 名称は、「経営審議会」とすることが適当
- 定数は、先行法人の状況及び大学の規模から10人以内とすることが適当
- 構成は、理事長（1人）、副理事長（1人）、理事長指名理事及び職員（3人以内）、学外者（5人以内）とすることが適当

(3) 定款への記載（案）

（設置及び構成）

第〇条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

○ 経営審議会は、委員10人以内で組織し、経営審議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事及び職員
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で理事長が任命する者

（審議事項）

第〇条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

4 教育研究審議機関

(1) 先行公立大学法人の状況

※教育研究審議機関は、大学ごとに設置

①名称

名称	大学数	名称	大学数
教育研究審議会	21	教育研究協議会	4
教育研究評議会	9	教育研究会議	4

②定数

区分	大学数	区分	大学数	区分	大学数
25人以内	2	14人以内	1	9人以内	1
20人以内	6	13人以内	1	規定なし	13
18人以内	2	12人以内	3		
15人以内	6	10人以内	3		

③構成

区分	大学数	備考	
学長(理事長)	38	法で例示されている構成員	
副理事長	8		
副理事長又は理事	2		
学部長	9	法で例示されている構成員	
教育研究上の重要な組織の長	38		
学長(理事長)が指名する 理事、職員等	40	副理事長又は理事	2大学
		理事及び職員	1大学
		理事	12大学
		職員	25大学
学長(理事長)が指名する者	1		
理事	2		
理事又は職員	2		
事務局長	4		
学外者	25		
副学長	11		
大学附属病院の長	1		

④審議事項

審議事項	法人数
①中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く）	35
②法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関するものを除く）	18
③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項（教育研究に関するもの）	4
④研究費の配分の方針に関する事項	1
⑤大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項（経営に係るものを除く）	6
⑥教員の人事及び評価の方針に関する事項	14
⑦教員の人事及び評価に関する事項	20
⑧重要な規程の制定又は改廃に関する事項（経営に係るものを除く）	33
⑨教育研究に係る基本的な方針に係る事項	1
⑩教育課程の編成に関する方針に係る事項	35
⑪学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項	32
⑫学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項	31
⑬教育及び研究の状況について、自ら行う点検及び評価に関する事項	34
⑭その他大学の教育研究に関する重要事項	35

(2) ワーキンググループにおける検討結果

- 名称は、「教育研究審議会」とすることが適当
- 定数は、先行法人の状況及び大学の規模から18人以内とすることが適当
- 構成は、学長となる理事長（1人）、副理事長（1人）理事長が指名する理事（2人以内）、法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長及び代表（13人以内）、学外者（1人）とすることが適当

(3) 定款への記載 (案)

(設置及び構成)

第〇条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

○ 教育研究審議会は、委員18人以内で組織し、教育研究審議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

(1) 学長となる理事長 (以下、「理事長」)

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事

(4) 法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長及び代表

(5) 法人の役員又は職員以外の者で理事長が任命する者

(審議事項)

第〇条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項 (法人の経営に関するものを除く。)

(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 (法人の経営に関する部分を除く。)

(3) 学則 (法人の経営に関する部分を除く。) その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員の人事及び評価に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な就業等を支援するために必要な助言、指導、その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他大学の教育研究に関する重要事項

業務の範囲について

1 制度の概要

- ① 公立大学法人は、大学の設置及び管理並びにこれに附帯する業務のうち、定款に定めるものを行う。

【地独法第21条】

- ② 公立大学法人は、大学の設置及び管理並びにこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

【地独法第70条】

2 先行公立大学法人の状況

いずれの法人においても、次の項目について規定

- ①大学の設置・運営
- ②学生に対する相談・援助
- ③受託研究、共同研究等
- ④地域への学習機会の提供
- ⑤教育研究成果の普及・活用促進
- ⑥附帯する業務

※国立大学法人法に基づく国立大学法人の業務に準拠

3 ワーキンググループにおける検討結果

○先行法人（国立大学法人）の定款記載事項にならい規定することが適当

4 定款への記載（案）

（業務の範囲）

第〇条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。